

議会受付番号	鎌議第 1690 号
質問者	上島 寛弘 議員
答弁する者	市長（総務部総務課・ 管財課・職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

地方公務員法の職員団体如き鎌倉市職員労働組合による旧 901 号室不法占拠

2 質問の要旨

- 近代法の大原則に於ける自力救済の禁止とは私人が法の定める手続によらずに自己の権利を実現することを禁止する原則を意味すると解釈するが鎌倉市の見解は如何か。
- 不退去罪とは何か。その構成要件は何と把握するか。
- 平成 27 年 11 月 10 日時点で鎌倉市職員労働組合の事務所不法占拠に係る弁護士相談記録をこれまでに文書質問への答弁で提出分を除くものを全て内容日時等明らかにせよ。
- 鎌倉市職員労働組合事務所として旧 901 号室を不法占拠したことに係り、市として市職労に対して行った対応、渡した文書を全て明らかにせよ。又、その文書も答弁に添付せよ。
- 市職労の不法占拠に係り、予算執行が滞る可能性がある。これについて、前川綾子議長、吉岡和江副議長から、市当局へ意見、抗議はあったのか。あったなら、日時と内容を示せ。
- 市職労の不法占拠に係り、赤松正博議運副委員長、吉岡和江副議長から要望や意見はあったか。あったなら、日時、内容を全て明らかにせよ。
- 職員課が資料として所持し保管する市職労機関紙あゆみを平成 25 年から今まで内容を明らかにせよ。

3 答弁

- 1 自力救済とは、私人がその有する権利を保全するため、本来ならば法令の定める手続に従って救済手続を求めるべきところ、その手続を待っていたのでは権利の保全が著しく困難ないし不可能と予測される場合に、それら法令上の手続によらずに、専ら自己の力によってその権利保全に必要な行為をすることと認識しています。

これに関する一般的な規定は存在しませんが、何人といえども自己の請求権を保全するためには所定の法律手続に従うべきことは法治国家の原則であり、法の禁止するところであると認識しています。

- 2 不退去罪とは、刑法第 130 条に規定されており、人の看守する住居等に適法に又は過失により立ち入った者が、退去の要求を受けたにもかかわらず、正当な理由なくその場より退去しない場合に成立すると認識しています。

- 3 11 月 4 日に高荒弁護士、11 月 9 日に石津弁護士に相談を行っていますが、その内容につきましては、今後争訟等が行われる可能性もあるため、現時点では回答できません。

- 4 別紙 1「市として市職労に対して行った対応」をご参照ください。「渡した文書」(写し)は別紙 2～別紙 5 のとおりです。

- 5 前川綾子議長、吉岡和江副議長から、市当局へ意見、抗議はありません。

- 6 赤松正博議運副委員長、吉岡和江副議長から要望や意見はありません。

- 7 「あゆみ」については、職員労働組合が組合員に対して配付しているものであり、職員課として収集・保管しているものではありません。